

名寄市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針

名寄市教育委員会

平成 20 年 4 月

目 次

I	基本方針策定の目的	1
II	基本方針の構成	2
III	名寄市が目指す学校教育の姿 ○名寄市学校教育の基本方針	3
IV	適正規模及び適正配置の基本的理念 ◎教育環境・教育内容の保障と充実 ◎学校施設の充実	4
V	名寄市の小中学校の現状と課題	5
1	学校数及び児童生徒数の推移	5
2	児童生徒数の将来推計	6
3	学校規模の現状	6
4	1学級当たりの児童生徒数	7
5	通学区域の状況	7
6	学校施設の老朽化と耐震化事業の推進	7
VI	適正規模及び適正配置に関する基本方針	9
1	名寄市における小中学校の適正規模	9
2	名寄市立小中学校の適正配置	9
3	適正配置の対象校と検討時期	12
VII	名寄市立小中学校適正配置計画（第1期）	13
1	計画策定の考え方	13
2	地区別適正配置計画	14
VIII	名寄市立小中学校適正配置計画（第1期）の進め方	17
1	適正配置実施計画の策定	17
2	統合準備協議会（仮称）の設置	17
3	基本方針及び適正配置計画の見直し	17
資料		
資料 1	名寄市の人口・学校数・学級数・児童生徒数等の推移	18
資料 2	児童生徒数の将来推計 《学校別一覧》	19
資料 3	平成19年度 名寄市立小中学校の学級編制と教職員数	20
資料 4	学級編制基準と道費負担教職員定数の配置基準	21
資料 5	名寄市立小中学校位置・通学区域図（名寄地区市街地）	22
資料 6	名寄市立小中学校位置・通学区域図（名寄地区郊外地）	23
資料 7	名寄市立小中学校位置・通学区域図（風連地区）	24
資料 8	名寄市立小中学校の学校施設の概要	25
資料 9	地区区分	27

I 基本方針策定の目的

少子高齢化と人口の都市部集中が進む中、名寄市においては少子化や地域の人口減少の影響により児童生徒数の減少が著しく、市内16校の小中学校は、ともに学級数が減少し小規模化が進み、さらに学級間や学年間の児童生徒数にアンバランスが生じています。

次代を担う子どもたちに対して良好な教育環境を確保し保障していくためには、適正な規模で学校教育が行われることが望ましいとされています。しかし、将来にわたって地域の人口と児童生徒数の減少が予測される中で、名寄市の小中学校の配置が現在のまま推移し続けると良好な教育環境を保ち、望ましい教育効果を得ることができない状況を生じる懸念があります。

また、建築後30年以上を経過した学校施設（校舎・屋内運動場）や、昭和56年以前の旧建築基準法による旧耐震基準により設計建築された学校施設も多く、名寄市の財政状況や学校の配置のあり方を検討した上で、改築・改修や耐震補強事業などを計画的に進めることが求められています。

このような状況の中でより良い教育環境を整備していくためには、適正な学校規模を安定的に確保し、計画的な学校施設の整備を図ることの必要があり、名寄市教育委員会は基本方針及び小中学校適正配置計画を策定して取り組みを進めることとしました。

名寄市における小中学校の適正な学校規模及び適正な学校配置について、市民の立場から検討することを目的に名寄市小中学校適正配置等検討委員会を設置して、平成18年度及び平成19年度の2か年にわたり、名寄市の小中学校の適正規模及び適正配置の基本的考え方と小中学校の適正配置のあり方について諮問を行い、同委員会において精力的かつ熱心に審議をいただき、2回にわたり報告書の提出がなされました。

名寄市教育委員会は、報告された提言を尊重して名寄市の小中学校が抱える児童生徒数の減少、小規模化などの課題に対応していくために「名寄市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」を策定して学校の適正規模の確保と適正配置を推進し、次代を担う子どもたちにとって良好な教育環境の保障と充実に努めてまいります。

Ⅱ 基本方針の構成

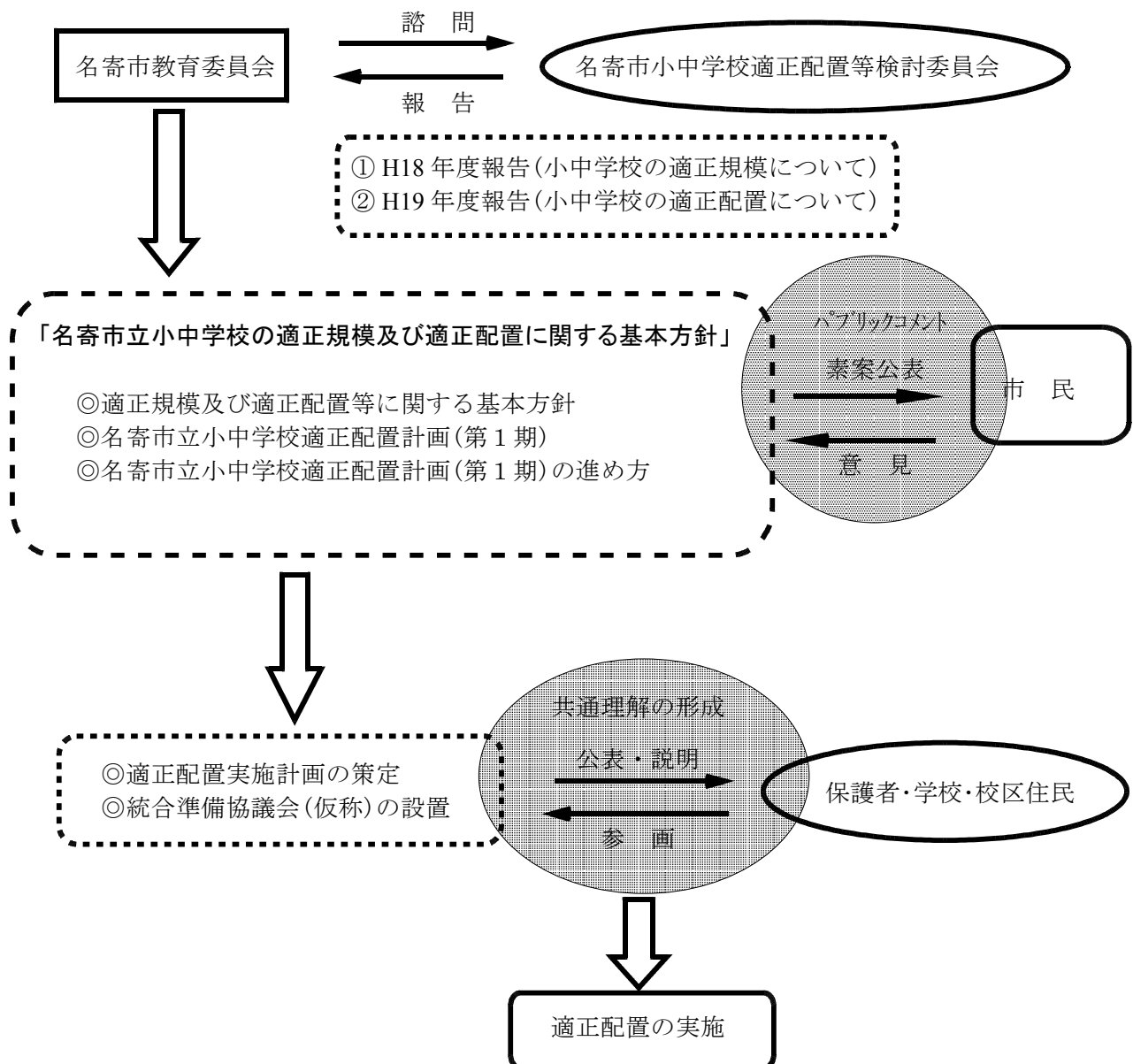
1 基本方針について

「名寄市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」（以下、基本方針という。）は、名寄市の小中学校の現状、将来を見通した小中学校の適正な学校規模及び適正配置の基本的な考え方と留意点などを示したものです。この基本方針は、児童生徒数の減少と学校の小規模化が進む名寄市の小中学校の適正配置を進め、適正規模を確保し、児童生徒にとってより良い教育環境を整備し、教育内容を保障していく取り組みの基本となるものです。また、この基本方針は、今後の社会経済情勢の変化や教育制度の改正などに合わせて必要に応じ見直しを行います。

2 適正配置計画について

基本方針に基づき「名寄市立小中学校適正配置計画（第1期）」（以下、適正配置計画という。）を定め、名寄市の小中学校の適正配置の検討を行います。適正配置計画の計画期間は10年間とし、地区別に小中学校配置の将来方向、適正配置の実施時期などを示します。また、具体的な適正配置の実施は、個別の適正配置実施計画を策定して小中学校の適正配置を進めます。

3 策定の流れ



Ⅲ 名寄市が目指す学校教育の姿

子どもたちの現状は、学ぶ意欲や学力の低下、規範意識や社会性の未発達など様々な課題が指摘されています。併せてグローバル化の進展、環境問題の深刻化、社会経済状況の変化など子どもたちを取り巻く状況を踏まえて、名寄市では「創意に富み、活力ある学校経営」を目指し、それぞれの学校において特色ある教育活動が展開されています。名寄市の学校教育では、豊かな自然環境や市立大学をはじめとする地域資源を活用し、基礎・基本を重視した学力の向上、児童生徒一人ひとりの可能性を引き出す個性を尊重した教育活動の推進、思いやりや道徳性の育成などの子どもたちの豊かな人間性を育てることを目指し、「名寄市学校教育の基本方針」を定め教育活動の実践に取り組んでいます。

名寄市学校教育の基本方針

生命に畏敬の念をもち、他人を思いやる心豊かな児童生徒の育成を期するとともに、自主・自律の精神をもち、しなやかにたくましく生きぬくことのできる人間の育成に努める。

1 学校の自主性・自律性の確立

- (1) 地域に根ざした開かれた学校づくりの推進
- (2) 特色ある教育課程の編制・実施
- (3) 保護者や地域に信頼される学校経営の推進

2 自ら学び、自ら考える力の育成

- (1) 基礎・基本の定着と個に応じた指導の充実
- (2) 自然体験、社会体験に基づいた課題解決学習の推進
- (3) 総合的な学習の時間の充実

3 地域文化の創造と国際理解教育の推進

- (1) 名寄の芸術文化伝統の理解と尊重
- (2) 創作活動の充実
- (3) 諸外国の芸術文化の理解と国際交流の推進

4 体育・スポーツの振興とたくましい心身の育成

- (1) 基礎体力の向上を目指したスポーツの振興
- (2) 豊かな体験や道徳教育等に基づく心の健康の維持
- (3) 他を思いやり自らを守る健康安全教育の推進

5 専門性を培う研修活動の深化

- (1) 全教職員による教育諸活動についての効果的な共同研修の推進
- (2) 一人ひとりの課題意識に基づいた個人研修の充実
- (3) 各種研修会・研究会への積極的な参加と還流

子どもたちは、学校における学習活動や集団形成を通じて、様々な価値観に触れ、協調と対立、共感と反発など多様な人間関係を体験し学ぶことにより、自己と他者を認識し、社会性や協調性が培われ成長していきます。このような教育環境を保障し、学校が持つ機能と役割をさらに充実していくためには、一定の児童生徒数による適正な学級規模や適正な学校規模を確保して活力のある学校づくりを目指すことが必要となります。

IV 適正規模及び適正配置の基本的理念

次の2つを名寄市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本的理念として、適正配置計画の推進に取り組みます。

教育環境・教育内容の保障と充実

- 学校の適正配置と学校規模の適正化により、児童生徒の多様な人間関係の構築や集団の中での成長、教職員の指導体制の充実、児童生徒に対する多様な選択肢の提供など教育水準の維持向上を図ります。
- 学校の適正規模の確保を通じて学校運営の充実を図り、活力ある教育活動の展開を推進します。

学校施設の充実

- 学校の適正配置の推進と併せて児童生徒の主体的な活動を支援し、安全・安心で潤いがあり、地域との連携や交流ができる学校施設づくりを進めます。

V 名寄市の小中学校の現状と課題

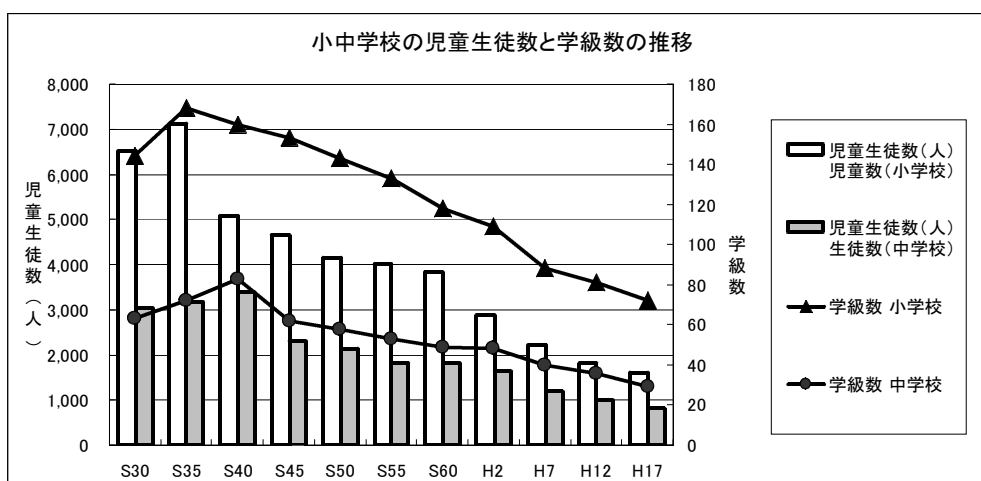
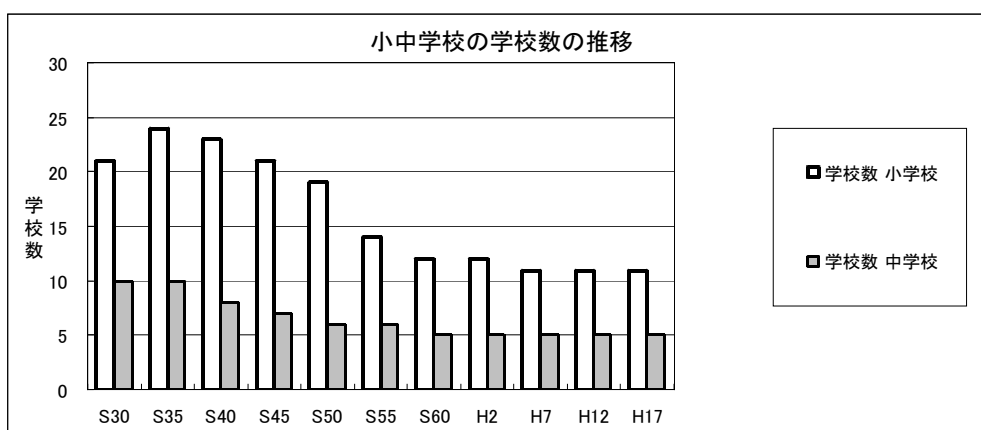
1 学校数及び児童生徒数の推移

名寄市の学校数及び児童生徒数は、平成19年5月1日現在で小学校11校、中学校5校の計16校（うち小中併置校1校）で、普通学級数は小学校65学級、中学校27学級の計92学級、児童数1,537人、生徒数772人の計2,309人となっています。（⇒資料1、18頁）

昭和22年の学校数は、小学校22校（分校2校を含む）、中学校13校（分校10校を含む）であり、児童生徒数は7,579人でした。また、総人口（旧名寄市と旧風連町の合計）が最多の50,870人となった昭和34年には、小学校24校で児童数7,275人、中学校10校で生徒数2,979人の計10,254人でした。

その後、総人口、児童生徒数ともに減少が続き、平成19年9月の総人口は最多時の61%になり、児童数（最多：昭和33年7,324人）、生徒数（最多：昭和38年3,740人）は、ともに最多時の21%に減少しています。

この間、郊外農村地区の小規模校の統廃合が進められ、学校数、学級数は最多時の約40%となり、学校の小規模化が進み、単純平均による1校当たりの普通学級数は最多時の小学校7.1学級、中学校8.5学級から、平成19年には小学校5.9学級、中学校5.4学級になっています。また、1学級当たりの人数は、最多時の小学校45.5人、中学校44.0人から、平成19年には小学校23.2人、中学校28.1人になっています。



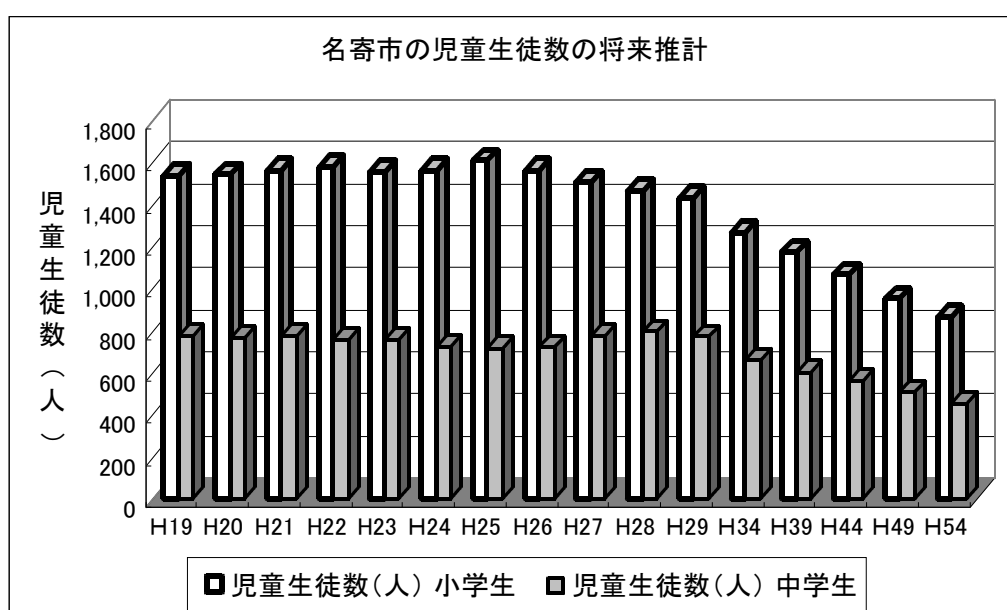
2 児童生徒数の将来推計

名寄市の児童生徒数の将来推計について、平成19年5月1日の住民基本台帳人口を基準人口とし、①将来の生存率②出生率の仮定値③出生の性比④将来の純移動率を変動要因としてコーホート要因法(注1)により推計を行い、将来において大きな社会的変動要因となるような変化がない限り、名寄市の人口及び児童生徒数が減少していく流れは継続するものと想定されます。

(⇒資料2、19頁)

この推計による児童生徒数の減少は、平成29年頃までは緩やかな減少が続くものの、平成39年には、児童数1,172人、生徒数602人で平成19年の児童生徒数の約77%になり、さらに平成49年には、児童数950人、生徒数505人で平成19年の児童生徒数の約63%になるものと推計されます。

(注1) コーホート要因法：人口の増減を決定する要因である出生・死亡・社会移動をそれぞれ個別に推計し、その結果を合成して将来人口を推計する方法



3 学校規模の現状

平成19年度の学校基本調査では、小学校11校(小中併置校含む)のうち、郊外農村地区の5校が普通学級5学級以下(児童数50人以下で複式学級の学年を含む)、市街地区の6校のうち5校が普通学級11学級以下(2校が児童数200人未満、3校が児童数300人未満、1校が児童数306人)で、標準的な学校規模(注2)の普通学級12学級を有するのは1校(児童数306人)のみとなっています。

中学校5校(小中併置校含む)のうち、2校は郊外農村地区に位置し生徒数20人以下で普通学級2学級であり、1校は生徒数120人で普通学級4学級、2校が生徒数292人～319人で普通学級9～10学級となっています。

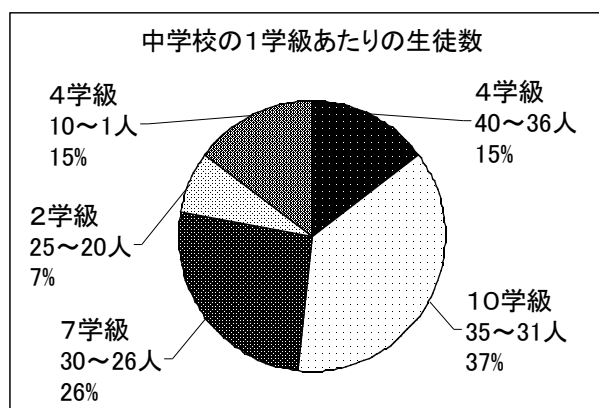
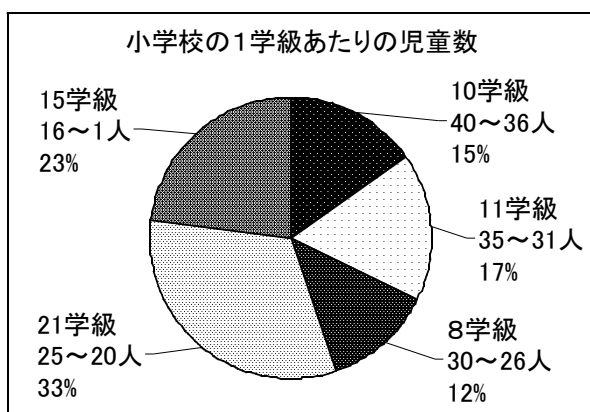
また、教職員数(養護教員を含む)も学級数及び児童生徒数に対応して配置され、小学校で最少5人、最多23人、中学校で最少8人、最多23人となっています。(⇒資料3、20頁)

(注2) 標準的な学校規模：北海道教育委員会が示した「公立小・中学校における標準的な学校規模の考え方」よれば学級数から見た標準的な学校規模は、小学校では12学級～18学級となっている。

4 1学級当たりの児童生徒数

平成19年度の学校基本調査では、普通学級1学級当たりの平均の児童生徒数は、小学校では23.2人、中学校では28.1人となっています。また、市街地区小学校6校の平均では1学級28.4人、中学校3校の平均では1学級35.9人となっています。

さらに、1学級当たりの人数の分布をみると、小学校では40～36人が10学級（15%）、35～31人が11学級（17%）、30～26人が8学級（12%）、25～20人が21学級（33%）、複式学級を含む16人以下が15学級（23%）となっており、現行の40人学級という制度の下において全学級数の85%が35人以下、67%が30人以下の学級編制となっています。中学校では40～36人が4学級（15%）、35～31人が10学級（37%）、30～26人が7学級（26%）、25～20人が2学級（7%）、複式学級を含む10人以下が4学級（15%）となっており全学級の85%が35人以下の学級編制となっています。



5 通学区域の状況

名寄市街地区の小学校5校及び中学校2校は、学校の統廃合が行われた地域を除くと、おおむね半径2km以内に通学区域の大半が収まる状況となっています。また、小学校5校は隣接校との距離が500m～1,500mと接近しています。さらに、中学校2校の通学区域は小学校5校のうち4校の通学区域を分断しており、同じ小学校において児童の進学すべき中学校が異なる状況にあります。（⇒資料5、22頁～資料7、24頁）

郊外農村地域の小中学校をはじめ市内の小中学校の通学区域は、広範囲に及んでいるため遠距離通学を余儀なくされる児童生徒の保護者に対して、通学費の助成を行っています。

また、学校統合による地域から通学する児童生徒については、スクールバス等による通学支援を行っており、スクールバス等による最長通学距離は片道で小学校では約13km、中学校では約14kmとなっています。（いずれも所要時間30～35分程度）

6 学校施設の老朽化と耐震化事業の推進

市内の小中学校16校のうち、建築後40年以上経過している学校施設が2校（1校は屋内運動場のみ）、建築後30年以上経過している学校施設が6校（校舎・屋内運動場のみを含む）あり、改築・改修等の早急な検討を迫られています。さらに昭和56年以前の旧耐震設計基準により建築された校舎及び屋内運動場を有する学校が12校あり、学校施設の安心・安全の確保の面から耐震化に関する対応を求められています。（⇒資料8、25頁～26頁）

改築・改修・耐震化などが必要な学校施設は16校中12校にあり、単に老朽・危険校舎の年次の改築・改修という視点からだけではなく、市の財政運営や後年に過大な負担を残さないという観点から、効率的かつ計画的な学校施設の整備を図る必要があります。

学校施設の建築年別・経年別状況

				風連日進中(校舎)					
			東風連小(校舎)	風連日進中(屋体)					
			東風連小(屋体)	名寄中(校舎)					
			下多寄小(屋体)	名寄中(屋体)					
			風連中央小(校舎)	風連日進小(校舎)					
			風連中央小(屋体)	風連日進小(屋体)		智恵文中(校舎)	下多寄小(校舎)		
	風連中(校舎)		豊西小(校舎)	智恵文小(校舎)	名寄東中(校舎)	智恵文中(屋体)	名寄西小(校舎)		
	風連中(屋体)		名寄南小(校舎)	豊西小(屋体)	名寄東中(屋体)	中名寄小(校舎)	名寄西小(屋体)	名寄小(校舎)	
	名寄東小(屋体)		名寄南小(屋体)	名寄東小(屋体)	智恵文小(屋体)	中名寄小(屋体)	名寄東小(校舎)	名寄小(屋体)	
経年	44年~48年	39年~43年	34年~38年	29年~33年	24年~28年	19年~23年	14年~18年	9年~13年	3年~8年
建築年	S35年~S39年	S40年~S44年	S45年~S49年	S50年~S54年	S55年~S59年	S60年~H11年	H2年~H16年	H7年~H11年	H12年~H17年

昭和56年以前の旧耐震基準により設計建築された施設

VI 適正規模及び適正配置に関する基本方針

1 名寄市における小中学校の適正規模

(1) 小中学校の適正規模についての基本的な考え方について

ア 1学級あたりの児童生徒数について

1学級あたりの児童生徒数については、教師と児童生徒が、または児童生徒同士がコミュニケーションを確保し、かつ効果的な集団学習の展開と集団の形成を目指す教育的な実践の成果から、小学校及び中学校ともに1学級20人～30人程度が望ましく、この人数は現状の児童生徒数の平均とも合致します。

また、これは1学級あたりの望ましい人数であって児童生徒数20人以下の学級や極小規模校における複式学級を否定するものではありません。

イ 学級数と学校規模について

学級数については、適切なクラス替えによる児童生徒の人間関係の変化や多様な価値観の発見などの教育指導上の効果や、現行の教職員定数配置基準に基づく教職員数の確保の観点などから、小学校及び中学校ともに6～12学級程度が望ましく、また、学校規模については1学級あたり20～30人の児童生徒数を前提として1校あたり児童生徒数360人程度が望ましいものといえます。(⇒資料4、21頁)

2 名寄市立小中学校の適正配置

名寄市における小中学校の適正規模を確保していくために、次に示す基本的な考え方に基づき名寄市立小中学校の適正配置を進めます。

(1) 基準となる学校規模について

適正配置のあり方の基準となるべき学校規模を、名寄市における小中学校の適正規模に従い以下(表2)のような学級編制ならびに児童生徒数をもつ「普通規模校」、「小規模校」、「極小規模校」の三種に分類し、これを基準として適正配置計画の具体的な検討を行うこととします。

【表2】 基準となる学校規模の分類

		小学校	中学校
普通規模校	学級数	12学級	9学級
	児童生徒数	300人～360人程度	250人～360人程度
小規模校	学級数	6学級	3学級
	児童生徒数	120人～240人程度	60人～120人程度
極小規模校	学級数	複式による学級編制	複式による学級編制
	児童生徒数	20人程度	20人程度

(2) 小中学校配置の地区別将来見通しについて

児童生徒数の将来推計による平成53年(2041年)の地区別の小中学校の配置の単純推計値は、次の表3ように予測されます。

【表3】 小中学校の適正配置の将来予測 (注3)

	名寄市街地区		風連市街地区		郊外農村地区	
小学校	普通規模校 (12学級、児童数約360人)	2校	小規模校 (6学級、児童数約80人)	1校	極小規模校 (複式、児童数20人程度)	0~2校
	名寄市街地区		風連市街地区		郊外農村地区	
中学校	普通規模校 (9学級、生徒数約200人)	2校	小規模校 (3学級、生徒数約40人)	1校	極小規模校 (複式、生徒数20人程度)	0~1校

(注3)この場合の児童生徒数は、平成53年の推計値を按分して予測したもの。また、地区区分については、資料10を参照。

(3) 適正配置の段階的な推進について

児童生徒数の減少により教育条件が変化していく中において、学校の統廃合や通学区域の見直しによる適正配置により、適正な学校規模を確保し、より良い教育環境の充実を図ります。

市内小中学校の適正配置については、10年を単位としてその都度見直しを図り、表4のとおり段階的に進めていくこととします。ただし、各段階において取り組まれるべき内容は、固定的なものではなく、常に見直しを図り慎重に進めて行くこととします。

【表4】 小中学校の適正配置推進の各段階

各段階	期間	名寄市街地区	風連市街地区	郊外農村地区
第1期	平成20年 ~ 平成29年	小学校について、適正規模の確保を図るため、基準となる学校規模より適正配置の検討を行い、その方向性を決定して再編(注4)を実施する。	小学校及び中学校について、適正規模の確保を図るため、基準となる学校規模より適正配置の検討を行い、方向性を決定する。	小学校及び中学校について、適正配置の検討を行い、その方向性を決定して再編を実施する。
第2期	平成30年 ~ 平成39年	小学校及び中学校について、適正配置の検討を行い、その方向性を決定する。	小学校及び中学校について、適正配置の方向性より適正規模の確保を図る。	小学校及び中学校について、適正配置の方向性より再編を実施する。
第3期	平成40年 ~	小学校及び中学校について、適正配置の方向性より再編を実施する。	小学校及び中学校について、適正配置の方向性より適正規模の確保を図る。	小学校及び中学校について、適正配置の方向性より再編を実施する。

(注4)ここでいう再編とは、学校の統廃合及び通学区域の変更のことをいう。

(4) 適正配置の方法

学校の適正配置は、既存校の統廃合及び通学区域の変更により進めるものとします。

(5) 適正配置の基本的考え方

ア 計画的な取り組みと教育環境の保障

学校の適正配置により将来にわたって児童生徒の教育環境や教育内容を可能な限り充実し、保障していく計画的な取り組みを進めます。併せて効果的、効率的な財政運営を踏まえ、

学校施設の改築改修整備を進めます。

イ 情報提供の推進と共通理解の促進

適正配置に向けた取り組みは、市民への十分な情報提供と共通理解を得て進めることが必要不可欠であり、このための取り組みを進めます。

ウ 通学区域の見直し・変更

- (7) 通学距離は、小学校では児童の順路で概ね2k m程度、中学校では生徒の順路で概ね4k m程度とします。また、遠距離通学となる児童生徒の保護者に対しては、通学費の助成などによる支援を行います。
- (イ) 通学区域の見直し・変更にあたっては、主要幹線道路、鉄道、河川、などの地理的条件や小学校と中学校の通学区域、町内会などの地域コミュニティとの関係を考慮します。
- (ウ) 通学路については、交通安全及び生活安全の確保に努め、通学環境の改善を図ります。

エ 通学支援

統廃合により通学距離及び通学時間に支障のある児童生徒に対して、スクールバス等による通学手段の確保などの通学支援を行います。

オ 円滑な統廃合に向けた取り組み

統廃合の対象となった学校について、良質な教育環境の確保と提供について配慮するとともに統廃合が円滑に行われるよう取り組みます。

カ 学校施設の有効活用

統合による既存校の施設の有効活用を図るとともに、廃校となる学校の建物や土地については、市民の貴重な財産として市民要望等を踏まえ、幅広い観点で有効活用を検討します。

3 適正配置の対象校と検討時期

(1) 児童生徒数の推計

将来的な児童生徒数の動向を把握し、将来見通しに立った適正配置を推進するためコーホート要因法などの方法により児童生徒数の将来推計を実施します。

(2) 適正配置の対象校

児童生徒数の将来推計に基づき、学校規模の予測を行い将来にわたり適正規模に満たない学校の適正配置について検討します。

(3) 適正配置の検討時期

ア 普通規模校

適正規模に満たない小中学校について、校舎等の学校施設の改築・改修時期などを考慮し適切な時期に再編を検討します。

イ 小規模校

適正規模に満たない小中学校について、校舎等の学校施設の改築・改修時期などを考慮し適切な時期に再編を検討します。

ウ 極小規模校

将来推計による欠学年(注5)の発生が将来にわたって継続していくことが予測されるなど、児童生徒の減少が継続していく小中学校について、速やかに再編の検討に着手します。

(注5)欠学年：当該学年に児童生徒が在籍していない状態をいう。

Ⅶ 名寄市立小中学校適正配置計画（第1期）

1 計画策定の考え方

名寄市立小中学校の適正規模適正配置に関する基本方針に基づき、次のとおり名寄市小中学校適正配置計画（第1期）（以下「適正配置計画」という。）を定めます。

(1) 適正配置計画の期間

適正配置計画の期間は、平成20年度から平成29年度までの10年間とします。

(2) 適正配置計画の地区区分

適正配置計画は、市内を自然的・社会的な成り立ちによる生活圏域を踏まえ、次の地区に区分して策定します。（⇒資料9、27頁）

ア 名寄市街地区

イ 風連市街地区

ウ 郊外農村地区

(3) 適正配置計画の内容

適正配置計画は、児童生徒数の将来推計を踏まえて、概ね次の2点について示すものとします。

ア 小中学校配置の将来方向

地区内の小中学校配置の将来方向は、児童生徒数の将来推計及び通学条件等をもとに将来における望ましい学校配置の姿として示し、適正配置の検討はこの将来方向に沿って進めていくこととします。

イ 適正配置の実施時期

(ア) 適正配置の実施時期は、小規模化の進行状況及び学校施設の改築・改修等の施設整備の時期を考慮して検討します。

(イ) 計画期間中に適正配置を検討すべき小規模校及び極小規模校については、児童生徒数の将来推計等を考慮して、適切な時期に地区内における学校配置を検討します。

2 地区別適正配置計画

(1) 名寄市街地区

ア 小中学校配置の将来方向

通学区域の見直し・変更にあたっては、一つの中学校に複数の小学校から進学できるように通学区域の設定について考慮します。

(ア) 小学校の適正配置について

①通学区域

通学距離が通学すべき小学校から概ね半径1.5キロメートルの範囲で、児童の順路で概ね2キロメートル程度となるよう通学区域を設定します。

②学校配置

学校配置については、12学級編制を維持できる普通規模校の配置を基本として適正配置と通学区域の見直しを進め、5校から4校体制に向けた検討を行い方向性を示し、再編を進めます。

(イ) 中学校の適正配置について

①通学区域

通学距離が通学すべき中学校から概ね半径2.5キロメートルの範囲で、生徒の順路で4キロメートル程度となるよう通学区域を設定します。

②学校配置

学校配置については、9学級編制を維持できる普通規模校の配置を基本として適正配置と通学区域の見直しを進め、当面は2校体制を維持します。

イ 適正配置の実施時期




(ア) 小学校

児童生徒数の将来推計に基づく小規模化の進行状況及び学校施設の老朽化の状況、耐震化などの改築・改修の時期を検討して取り組みます。

名寄市街地区小学校5校の児童数・学級数の将来推計

学校数	学校名		H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
5	名寄小学校	児童数	295	288	291	276	283	302	308	313	322	324	330
		学級数	11	11	11	11	12	12	12	12	12	12	12
	名寄南小学校	児童数	320	345	368	369	360	365	349	322	296	291	299
		学級数	12	12	12	12	11	11	11	11	11	11	12
	名寄東小学校	児童数	174	168	174	180	190	189	184	183	186	171	165
		学級数	6	6	6	7	7	7	7	7	7	6	6
	名寄西小学校	児童数	246	243	233	220	225	228	219	223	227	240	235
		学級数	8	8	7	7	8	9	9	10	8	8	7
	豊西小学校	児童数	252	262	268	284	292	316	302	288	264	242	224
		学級数	9	10	9	10	11	12	11	10	9	8	7
	計	児童数	1,287	1,306	1,334	1,329	1,350	1,400	1,362	1,329	1,295	1,268	1,253
		学級数	46	47	45	47	49	51	50	50	47	45	44

第1期の計画期間

-  昭和56年以前の旧耐震基準により建築された施設を有する学校(名寄東小は屋内運動場のみ)
-  建築後40年を経過する時期(名寄東小の屋内運動場は、建築後50年を経過する)
-  12学級未満となる学級数

- (イ) 中学校
中学校2校体制の維持を進めます。

名寄市街地区中学校2校の生徒数・学級数の将来推計

学校数	学校名		H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
2	名寄中学校	生徒数	297	300	285	283	276	294	306	338	347	345	315
		学級数	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
	名寄東中学校	生徒数	344	346	345	343	318	302	305	321	337	321	324
		学級数	10	9	9	9	9	9	10	10	9	9	9
	計	生徒数	641	646	630	626	594	596	611	659	684	666	639
		学級数	19	18	18	18	18	18	19	19	18	18	18

第1期の計画期間

- 昭和56年以前の旧耐震基準により建築された施設を有する学校(名寄東中は、校舎のみ)
建築後40年を経過する時期

(2) 風連市街地区

ア 小中学校配置の将来方向

- (ア) 小学校については、6学級編制を維持できる小規模校1校の配置を基本とする適正配置とします。

- (イ) 中学校については、3学級編制を維持できる小規模校1校の配置を基本とする適正配置とします。

イ 適正配置の実施時期

小学校1校、中学校1校の維持を進めます。

風連市街地区小中学校の児童生徒数・学級数の将来推計

学校数	学校名		H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
1	風連中央小学校	児童数	180	181	167	161	148	149	140	122	115	107	104
		学級数	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
1	風連中学校	生徒数	106	111	114	119	116	101	93	94	91	84	68
		学級数	4	4	4	4	4	3	3	3	3	3	3

第1期の計画期間

- 昭和56年以前の旧耐震基準により建築された施設を有する学校
建築後40年を経過する時期(風連中は建築後45年を経過する時期)

(3) 郊外農村地区

ア 小中学校配置の将来方向

郊外農村地区の小中学校については、地域の実情に応じて中心となるべき学校への統合を含めた検討を行い、再編を進めます。

イ 適正配置の実施時期

郊外農村地区の小中学校においては、特色ある教育活動の実践、地域コミュニティや住民と学校との関係が密接である一方で、地域の少子高齢化が進み、将来推計による欠学年の発生が将来に

わたって継続していくことが予測され、学校施設の老朽化の状況や耐震化の推進なども考慮して検討を行います。


郊外農村地区小中学校の児童生徒数及び欠学年の数に関する将来推計


学校数	学校名		H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
5	中名寄小学校 (特認校)(注6)	児童数	4	4	5	5	5	4	5	5	5	5	6
		欠学年	3	3	2	2	2	2	1	1	1	1	
	智恵文小学校 (特認校)	児童数	25	29	33	30	35	29	28	25	21	20	16
		欠学年											
	下多寄小学校	児童数	25	22	19	13	9	9	9	10	11	13	15
		欠学年					1	1	1	1	1	1	
東風連小学校 (特認校)	児童数	15	16	14	11	11	11	10	9	9	9	8	
	欠学年												
日進小学校 (特認校)	児童数	6	6	6	5	5	4	4	5	7	8	9	
	欠学年	1	1	1	2	2	2	2	2	1			
2	智恵文中学校 (特認校)	生徒数	8	10	11	12	11	15	12	17	16	16	17
		欠学年	1										
	日進中学校 (特認校)	生徒数	10	7	4	2	2	4	4	4	2	1	1
		欠学年			1	1	1				1	2	2

第1期の計画期間

※欠学年の数をここでは、1学年あたりの児童生徒数の推計値が0.0人となる学年の数とした。

(注6) 特認校：郊外小規模校において基幹産業を活用した特色ある教育活動に賛同する保護者の児童生徒について、従来の通学区域は残したまま一定の条件のもとで通学区域に関係なく就学を認める学校をいう。

 建築後40年を経過する時期(下多寄小は屋内運動場、智恵文小は校舎)

 昭和56年以前の旧耐震基準により建築された施設を有する学校(下多寄小は屋内運動場のみ)

Ⅷ 名寄市立小中学校適正配置計画（第1期）の進め方

1 適正配置実施計画の策定

名寄市立小中学校適正配置計画を推進していくにあたっては、個別の実施計画を策定して取り組むこととします。

(1) 適正配置実施計画の策定期間

実施計画は、保護者や地域住民等との協議、学校施設の整備に要する期間などを考慮して実施時期までに十分な期間を確保し対象校ごとに策定します。

(2) 適正配置実施計画の内容

適正配置実施計画は、概ね次の内容について策定します。

- ア 適正配置の対象校
- イ 適正配置の方法
- ウ 適正配置に向けたスケジュール
- エ 適正配置にあたって配慮すべき事項

(3) 適正配置実施計画の策定とその推進

適正配置実施計画の策定とその推進にあたっては、市民に対してその計画内容の周知に努め、保護者や地域住民等の意見・要望を十分に踏まえ、理解と協力を得て策定し推進します。

ア 計画内容について、対象校の保護者や地域住民等に対して十分な説明を行うとともに、意見・要望の集約に努め共通理解を図ります。

イ 計画内容の説明は、学校施設の整備についても考慮し、事前に十分な検討期間を確保して実施します。

2 統合準備協議会（仮称）の設置

(1) 学校の統廃合にあたっては、保護者の代表、学校の代表、地域住民の代表などからなる「統合準備協議会（仮称）」を設置し、統廃合に関する諸課題（通学路の整備、通学支援のあり方、廃校となる学校の歴史保存等）について協議し、十分な理解と協力を得て円滑に推進します。

(2) 「統合準備協議会（仮称）」は、統廃合実施年度の事前に十分な検討協議の期間を確保できるよう設置します。

3 基本方針及び適正配置計画の見直し

基本方針及び適正配置計画は、10年間をその期間としていますが、児童生徒数の将来推計、教育制度の改正、社会経済情勢の変化及び保護者や地域住民の要望等を踏まえて、必要に応じて適宜見直しを図ります。

名寄市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針
(平成 20 年 4 月 24 日名寄市教育委員会決定)

発行 平成 20 年 4 月

編集 名寄市教育委員会教育部参事(教育課題特命担当)

Tel 01654-3-2111 内線 3378